

特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、「埼玉県土木工事委託業務実務要覧」に定めるもののほか、この業務委託に関し必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 この特記仕様書は、次の業務委託に適用する。

委託業務の名称：市道幹第94号線交差点詳細設計業務委託

履行場所：狭山市中央1丁目外地内

(業務の目的)

第3条 本業務は、都市計画道路入間川入曽線と都市計画道路工業団地日高線との交差点における、右折帯の整備を伴う交差点改良の詳細設計実施および設計に伴う警察協議資料等の作成を目的とする。

(委託業務の内容等)

第4条 本業務の内容は、入間川入曽線と工業団地日高線の交差点における詳細設計を実施するものである。交差点詳細設計は「埼玉県土木設計業務共通仕様書」第5413条に基づき設計を行うものとする。

- 2 右折帯の整備に伴い車道の拡幅が必要となることから、拡幅部における路床改良等の必要の有無を検討するため、4箇所の現状土を採取しCBR試験を行う。
現状土採取箇所の詳細な位置については、監督員と協議の上、決定すること。
- 3 交差点詳細設計に伴い警察との協議を行うため、協議資料等の作成を行う。また、必要に応じて協議に参加するものとし、協議結果を設計に反映させること。
- 4 業務を実施するにあたり、関係法令及び図書に遵守するものとする。
- 5 各号の業務を履行するにあたり、不足資料等がある場合は受注者の責により行わなければならない。

(配置技術者)

第5条 本業務の履行にあたり、受注者は管理技術者及び照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。

管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。

照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目ごとにその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行うものとする。

管理技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

(打合せ)

第6条 打合せは、着手時、中間5回、成果品納入時の計7回行うものとする。なお、疑義が生じた際は、随時行うものとする。

(資料の貸与)

第7条 受注者は、契約遂行に必要な関係資料の貸与を発注者に申し出ることができる。

2 前項の関係資料は、委託業務完了後速やかに返却しなければならない。

(その他)

第8条 業務契約後、速やかに業務着手すること。

2 提出する成果品は、埼玉県土木設計業務共通仕様書第1211条に準じて報告書を作成するものとし、報告書(A4版)1冊、報告書電子データ(CD等)2枚、その他監督員が指示したもの1式を提出する。

3 受注者は本業務の完了後といえども、受注者の失策または不備が発見された場合は速やかに図書の訂正をしなければならない。これに要する経費は受注者の負担とする。

4 この特記仕様書及び埼玉県土木設計業務共通仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議して定める。